

社会福祉法人杜の里福祉会
役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人杜の里福祉会（以下「法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている理事は除く。
- (2) その他の役員とは、役員のうち、理事長以外の者をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬及び期末手当であつて、費用とは明確に区別されるものとする。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費含む)、手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 理事長については、報酬及び期末手当を支給する。
- (2) その他の役員及び評議員については、報酬を支給する。

(報酬等の算定方法)

第4条 理事長に対する報酬等の額は、次のとおりとする。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
 - (2) 期末手当 別表第2に定める算式により算出される額
- 2 その他の役員に対する報酬の額は、別表第3に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は、別紙第4に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 理事長に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月25日(ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、杜の里福祉社会職員給与等支給規則を準用する。)
- (2) 賞与 毎年6月及び12月(ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、杜の里福祉社会職員給与等支給規則を準用する。)
- 2 その他の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務があった都度、支給する。
- 3 報酬は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人からの申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員及び評議員が出張する場合は、杜の里福祉社会職員旅費規程に基づき旅費を支給する。

(報酬等の日割り計算)

- 第7条 理事長に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 理事長が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
 - 3 月の中途における就任、退任、解任又は死亡の場合の報酬の額については、その月の総日数から日曜日、土曜日及び祝日の日数を差し引いた日数を基礎とした日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月14日から施行する。
- 2 社会福祉法人杜の里福社会役員報酬規程（平成12年6月1日施行）並びに社会福祉法人杜の里福社会役員、評議員及び顧問の費用弁償に関する規程（平成15年12月18日施行）は、この規程の実施をもって廃止する。
- 3 この規程は、平成30年1月1日から施行する。

別表第 1 (第 4 条第 1 項第 1 号関係)

区 分	役職名	報酬の額
報酬 (月額)	理 事 長	900,000 円

別表第 2 (第 4 条第 1 項第 2 号関係)

区 分	基準日	期末手当の額の算定方法
期末手当	6 月 1 日	報酬 (月額) × 100 分の 200
	12 月 1 日	報酬 (月額) × 100 分の 250

別表第 3 (第 4 条第 2 項関係)

区 分	業務内容	報酬の額
報酬 (日額)	理事会への出席	10,000 円
	法人及び施設業務のため出勤	10,000 円
	監事が監査のため出勤	30,000 円

別表第 4 (第 4 条第 3 項関係)

区 分	業務内容	報酬の額
報酬 (日額)	評議員会への出席	10,000 円
	法人及び施設業務のため出勤	10,000 円